

米国クレームにおいて制限的な効果に関し疑問を提起する表現

2013年11月25日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

米国特許クレームにおいて用いられる”wherein” ”therein” ”whereby” ”thereby” ”so that” ”configured for” ”adapted to/for”等の文言（TRANSITIONAL PHRASES）は、クレームの範囲を制限するように解釈される可能性があります。

MPEP 2111.04 には、示唆する又は選択が自由であるが実際に行われる工程を必要としない又はクレームを特定の構成に限定しない文言は、クレームの範囲またはクレーム限定の範囲を制限しない旨が規定されています。

一般的な事項として、クレームで用いられる文言の文法や一義性は、その文言がクレームの範囲を制限するか否かに影響を与えます。クレームの意味を確認するために、クレーム、明細書、及び出願履歴が参照されます。

【全4頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.